

児童扶養手当について

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

手当の支給対象

手当を受けることができる方は、下記受給要件に当てはまる児童を監護している方です。

なお、この制度でいう「児童」とは、18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいいますが、児童の心身に政令で定める程度の障がい（特別児童扶養手当の対象と同等の概ね中度以上の障害）がある場合は、20歳までになります。

【受給要件】

- ①父母が婚姻を解消（離婚等）した児童
- ②父（母）が死亡した児童
- ③父（母）が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父（母）が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧婚姻によらないで生まれた児童
- ⑨父・母ともに不明である児童

所得制限

児童扶養手当には所得制限があります。下記の所得制限限度額を超えている場合はその年（11月～翌10月）の手当の全部または一部が支給停止となります。

扶養親族	前年中所得		
	請求者		配偶者 扶養義務者 孤児等の養育者
	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方	
0人	490,000円未満	1,920,000円未満	2,360,000円未満
1人	870,000円未満	2,300,000円未満	2,740,000円未満
2人	1,250,000円未満	2,680,000円未満	3,120,000円未満
3人	1,630,000円未満	3,060,000円未満	3,500,000円未満
4人以上	1人増えるごとに380,000円ずつ加算		
加算額	・70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族 1人につき 100,000円 ・特定扶養親族（※） 1人につき 150,000円		・老人扶養親族（扶養親族と同数の場合は1人を除き） 1人につき 60,000円

（※）税法上の扱いとは異なります。

手当月額

上記の制限限度額内の場合、手当月額は下記のとおりです。

令和2年4月以降

扶養親族	手当の全額を受給できる場合	手当の一部を受給できる方
1人	43,160円	10,180円～43,150円
2人	53,350円	15,280円～53,330円
3人	59,460円	18,340円～59,430円
4人以上	児童1人増えるごとに 6,110円加算	児童1人増えるごとに 3,060円～6,100円加算

※手当月津額は年平均の全国消費者物価指数の比率により増減します。

※公的年金等を受給している方は、年金額が児童扶養手当を下回る場合、その差額分が支給されます。

手当の支給方法

手当は認定されると、請求日の属する月の翌月分から支給されます。

支払いは定時払いとして年6回（1、3、5、7、9、11月期）、請求者の指定した金融機関口座（請求者名義のもの）へ振り込まれます。

支払期	1月期	3月期	5月期	7月期	9月期	11月期
支払日	1月11日	3月11日	5月11日	7月11日	9月11日	11月11日
支払対象月	11,12月分	1,2月分	3,4月分	5,6月分	7,8月分	9,10月分

※支払日が土・日・祝日に当たるときは、その直前の金融機関の営業日となります。

手続きについて

まずご相談いただいてから必要書類のご案内を差し上げます。下記書類はすべての方に共通して必要な書類です。（その他必要に応じて書類の提出を求める場合がございます。）

1. 請求者及び対象児童の戸籍謄本（省略のないもの、離婚の場合は離婚日の記載があるもの）
（発行後1ヶ月以内のものが必要です。）
2. 請求者名義の通帳
3. 請求者・対象児童・別世帯を含む同居親族（扶養義務者）の個人番号及び本人確認できるもの

※請求者・配偶者・扶養義務者の所得申告が必要です。請求の年の1月1日（請求が1月から6月の場合は前年の1月1日）に住居登録していた市町村で各年の所得の申告を済ませておいてください。税法上扶養に入っている場合は申告不要です。

お問い合わせ

上牧町役場 住民福祉部 こども支援課

〒639-0214

奈良県北葛城郡上牧町大字上牧 3245 番地 1

TEL 0745-43-5034